

連 盟 規 約



岡山県ソフトバレーボール連盟

岡山県ソフトバレーボール連盟規約

第一章 総 則

- 第1条 (名 称) 本連盟は岡山県ソフトバレーボール連盟と称する。
- 第2条 (事務局) 本連盟の事務局は理事長が指定する所へ置く。
- 第3条 (組 織) 本連盟は岡山県在住の会員及び岡山県のソフトバレーボールチームに所属している会員で組織する。

第二章 目的及び事業

- 第4条 (目 的) 本連盟は公益財団法人日本バレーボール協会、日本ソフトバレーボール連盟、岡山県バレーボール協会に所属し、県内に所属するソフトバレーボール愛好者を統轄し、相互の連携及び親睦並びにソフトバレーボールの技術の向上、普及振興を図ることを目的とする。
- 第5条 (事 業) 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
- ① ソフトバレーボールに関する各種競技会の開催
 - ② ソフトバレーボールに関する研修会、講習会等の開催
 - ③ 本連盟と関係する団体等との連携及びその指導
 - ④ 優秀な成績を収めたチーム、優秀選手及び本連盟発展に顕著な功績のあったチーム、個人の顕彰
 - ⑤ 公益財団法人岡山県体育協会との連絡・提携及び岡山県スポーツの振興
 - ⑥ その他、本連盟の目的を達成する事業

第三章 役 員

- 第6条 (役員の種類)
1. 本連盟に次の役員を置く。

(1) 会長	(1名)	(2) 副会長	(若干名)
(3) 理事長	(1名)	(4) 副理事長	(若干名)
(5) 常任理事	(若干名)	(6) 理事	(若干名)
(7) 監事	(2名)		
 2. 本連盟に名誉会長・顧問・参与を置くことができる。

第7条

(役員を選任)

役員を選任は次による。

1. 会長及び副会長は本連盟が組織する選考委員会の推挙により総会で承認する。
2. 理事長及び副理事長は常任理事の内から選考委員会の推挙により総会の承認を経て会長が委嘱する。
3. 常任理事は理事の内から選考委員会の推挙により総会の承認を経て会長が委嘱する。
4. 理事は選考委員会の推挙により総会の承認を経て会長が委嘱する。
5. 監事は選考委員会の推挙により総会の承認を経て会長が委嘱する。
6. 名誉会長・顧問・参与は選考委員会の推挙により総会の承認を経て会長が委嘱する。

第8条

(役員を職務)

役員を職務は次による。

1. 会長は会務を総理し、本連盟を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事あるときは職務を代行する。
3. 理事長は本連盟の業務を統轄する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事あるときは職務を代行する。
5. 常任理事は次のことを行う。
 - (1) 常任理事会を組織し、本規約及び総会から付託された事項を協議決定する
 - (2) 総会、常任理事会の決定事項及び第16条に基づく委員会の業務を分担し執行する
6. 理事は次のことを行う。
 - (1) 総会を構成し、本規約に基づく事項を審議、決定する
また、理事会を組織し、常任理事会から付託された事項を競技決定する
 - (2) 第16条に基づく委員会の業務を分担し、執行する
7. 監事は本連盟の会計を監査する。
8. 名誉会長・顧問・参与は本連盟発展のための指導助言をする。

第9条

(役員を任期等)

役員を任期は次による。

1. 役員を任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
2. 補欠または補充により選任された役員を任期は、前任者または現任者の残存期間とする。
3. 役員はその任期期間満了後も後任者が就任するまで引き続き職務を行なう。

第10条

(役員を解任)

役員が次の各号のいずれかに該当するときは常任理事会の議を経て解任することができる。

- (1) 本人の都合で辞意を申し出たとき
- (2) 心身の故障の為、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (3) 役員として相応しくない行為があったとき

第 四 章 機 関 及 び 会 議

- 第 1 1 条 (種 別)
1. 会議は総会・常任理事会・理事会並びに各種委員会とする。
 2. 総会は本連盟役員、登録チーム及び団体の代表者をもって構成する。
 3. 常任理事会は常任理事をもって構成する。
 4. 理事会は理事をもって構成する。
 5. 各種委員会は別に定める委員をもって構成する。
- 第 1 2 条 (定足数及び議決)
1. 会議は本規約に特別の定めがあるものを除き役員の3分の2以上の出席がなければ会議を開き議決することはできない。
但し、委任状による出席を認めることができる。
 2. 会議の議事は本規約に特別の定めがあるものを除き出席役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 第 1 3 条 (総 会)
1. 総会は最高の議決機関とする。
 2. 総会は年1回開催する。
但し、
 - (1) 会長が認めたとき
 - (2) 常任理事会の要求があったとき
 - (3) 理事の3分の1以上の要求があったとき会長は臨時に総会を召集しなければならない。
 3. 総会は会長が招集し、会長が議長となる。
- 第 1 4 条 (総会の決定事項)
- 総会は次の各号に関する事項を決議する。
- (1) 予算に関すること
 - (2) 決算に関すること
 - (3) 事業に関すること
 - (4) 役員選任に関すること
 - (5) 本規約及び同細則の改廃に関すること
 - (6) その他重要案件に関すること
- 第 1 5 条 (常任理事会・理事会)
1. 常任理事会・理事会は必要により理事長が招集する。
但し、常任理事の3分の1以上の要求があれば理事長は常任理事会・理事会を招集しなければならない。
 2. 常任理事会・理事会は理事長が議長となる。
 3. 常任理事会は次の各号に関することを行なう。
 - (1) 総会の議決に関する事項
 - (2) 総会の決定事項の運営に関する事項

- (3) 緊急を要する事項の決定に関する事項
但し、総会の議決事項に係わる事項については決議後、最初に開催される総会で承認を得なければならない
 - (4) 各種委員会の事業計画の承認に関する事項
 - (5) 資格認定等に関する事項
 - (6) その他必要な事項
4. 理事会は常任理事会で理事の審議も必要と決定した事項について決議する。

- 第16条 (各種委員会)
- 1. 第4条の目的を達成するため総務・競技・審判・指導普及の各委員会を置く。
 - 2. 各種委員会に係わる事項は別に定める。
 - 3. 事業の遂行上必要に応じて特別委員会を設けることができる。

- 第17条 (実行委員会)
- 特別の事業を実施するときは実行委員会を組織することができる。

- 第18条 (議事録)
- 1. 会議の議事については議事録を作成しなければならない。
 - 2. 議事録は庶務担当で作成し、議長及び議長が指名した他の1名が確認し、署名しなければならない。

第五章 会 計

- 第19条 (財 産)
- 本連盟の財産は次のものとする。
- ① 基本財産
 - ② 登録料及び大会参加料
 - ③ 補助金
 - ④ 事業に伴う収入
 - ⑤ その他

- 第20条 (種 別)
- 本連盟の財産は基本財産及び運用財産とする。

- 第21条 (支 弁)
- 本連盟の経費は原則として運用財産とする。

- 第22条 (収支予算)
- 本連盟の収支決算は一般会計予算と特別会計予算とする。

- 第23条 (余剰金の処理)
- 本連盟の収支決算に余剰金があるときは翌年度に繰越する。
但し、総会により基本財産に繰り入れることができる。

- 第24条 1. 本連盟の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
(事業・会計年度) 2. 本連盟の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第六章 規約の変更

- 第25条 本連盟の規約を改廃するときは総会において役員現在数の3分の2以上の賛成
(規約の改廃) による議決を必要とする。

第七章 雑則

- 第26条 本連盟に次の書類及び帳簿を備えなければならない。
(書類・帳簿) ① 収支予算書、収支決算書、会計帳簿、備品台帳、領収書類
② 総会及び常任委員会の議事に関する書類
③ その他必要な書類

- 第27条 役員の旅費に関する事項並びに本連盟役員及び家族の慶弔は別に定める。
(旅費・慶弔)

- 第28条 1. 本連盟規約に定めるほか、本連盟の事業運営上必要な細則は総会の議を経て
(細則) 別に定める。
2. 細則の改廃は本規約に準拠する。

付	則	本規約は平成11年	4月	1日	より施行する
		平成18年	4月	1日	一部改正
		平成23年	4月	1日	一部改正
		平成25年	4月	1日	一部改正
		平成26年	4月	1日	一部改正
		平成29年	4月	1日	一部改正

連盟施行細則



岡山県ソフトバレーボール連盟

岡山県ソフトバレーボール連盟施行細則

- 第1条 (事務局所在地) 規約第2条の本連盟事務局を総務委員長宅に置く。
- 第2条 (組 織)
1. 規約第3条の登録については、岡山県在住者及び岡山県のソフトバレーボールチームに所属している者で個人名にて登録する。
但し、他県との重複登録は認めない。
 2. 本連盟の個人登録及びそれに伴うチーム、団体登録は毎年4月30日までに
行なわなければならない。
但し、追加登録は随時受け付ける。
 3. 登録していない個人及びチーム、団体は、本連盟主催の競技会、研修会、講習会等に参加することができない。
- 第3条 (頭 彰) 規約第5条4項に基づく頭彰については、記念大会等の機会に過去優秀な成績を収めたチーム・個人及び本連盟役員にて、永年に亘り顕著な功績のあった者、または本連盟発展に多大な貢献をした者で常任理事会が推挙し、総会で承認した者に感謝状及び記念品を贈りその功績を称える。
- 第4条 (選考委員会)
1. 規約第7条に基づく選考委員会は常任理事会で常任理事の中より7名を選出し組織する。
但し、選考委員の選出方法は理事の投票によって決定する。
 2. 選考委員会は役員改選時の総会前に組織し、総会終了のとき解散する。
但し、緊急を要する場合はその限りではない。
 3. 選考委員長は選考委員の互選により決定する。
委員長は委員会を招集し、その議長を務める。
 4. 選考委員会は委員数の3分の2以上の出席がなければ会議を開き議決することはできない。また、委員会への委任出席は認められない。
 5. 選考委員会で役員推挙の議決は委員総数の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第5条 選考委員会の役員推挙については次の者から選出する。
- ① 会長、副会長、理事長、副理事長、理事、監事は登録会員でソフトバレーボールを愛好する者の中から選出する
 - ② 名誉会長は本連盟会長経験者のうちから功績が顕著であった者
 - ③ 顧問は本連盟の役員として本連盟に多大の貢献をした者、及び学識経験者で本連盟の発展に功績のあった者
 - ④ 参与は登録会員で、本連盟の役員として永年にわたり本連盟の発展に寄与した者

- 第6条 (職務代行) 規約第8条2項及び4項に基づく職務代行者が複数のときは会長及び理事長が予めその順位を決めておくものとする。
- 第7条 会長、副会長は必要に応じて常任理事会に出席し指導助言することができる。
- 第8条 名誉会長、顧問、参与は必要に応じて総会、常任理事会に出席し指導助言することができる。
- 第9条 (補充役員
の選任) 規約第9条2項に基づく役員
の補充及び規約第10条により欠員となった役員の後任者選出については、常任理事会で常任理事の3分の2以上の賛成がなければ決議することができない。
但し、選任後最初の総会に報告しその承認を得なければならない。
- 第10条 規約第12条に基づく委任状は委任すべき役員を指名したものでなくてはならない。
- 第11条 (委員会の構成) 1. 規約16条に基づく各種委員会は常任理事及び理事で組織し、その委員数は常任理事会で決定する。
2. 各種委員会の委員長及び会計担当者は常任理事の中より理事長が推挙し、常任理事会で決議し、総会にて承認を経る。
- 第12条 (各種委員会) 規約第16条2項に基づき各種委員会は次に定める事項を研究協議し執行する。
(1) 総務委員会
1. 庶務に関する事項
2. 企画・渉外に関する事項
3. 会議に関する事項
4. 組織・規約に関する事項
5. 顕彰等に関する事項
6. 会計に関する事項
7. 会員登録、チーム及び団体登録に関する事項
8. その他、他の委員会に属さない事項
(2) 競技委員会
1. 競技会の企画・運営及び記録成績の報告に関する事項
2. 競技規則の研究及び普及に関する事項
3. 競技会登録に関する事項
但し、競技会登録料は総務委員会が取り扱う
(3) 審判委員会
1. 競技会への審判員の派遣に関する事項
2. 審判技術の向上に関する研究及び審判養成に関する研究会、講習会開催に関する事項

3. 公益財団法人日本バレーボール協会のソフトバレーボール・リーダー養成講習会（資格取得）に関する事項
4. その他審判に関する事項

(4) 指導普及委員会

1. ソフトバレーボール競技に必要な体力養成法の研究に関する事項
2. ソフトバレーボール技術の研究・普及に関する事項
3. 研究会、講習会の開催及び指導員の養成に関する事項
4. ソフトバレーボールの広報及び会員拡大等などの活動に関する事項
5. ホームページに関する事項
6. その他、強化・指導普及に関する事項

第13条
(特別委員会等)

1. 規約第17条の特別の事業は県連盟が主管する中国地区大会・全国大会等の事業、その他である。
2. 規約第17条に基づく実行委員会は常任理事及び常任理事会が委嘱した委員で組織する。

第14条
(議事録の作成)

規約第18条1項に基づく議事録の作成にあたっては次の各号の要件を記録しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会議構成員の現在数
- (3) 出席役員名(委任出席者を含む)及び代理出席名
- (4) 議案及び報告事項並びに提出資料
- (5) 議事の経過概要及び決議事項
- (6) その他

第15条
(登録料・
大会参加料)

規約第19条の登録料及び大会参加料は次の通りに定める。

1. 本連盟の個人登録は年会費500円とする。
また、チームもしくは団体登録は1チームもしくは1団体500円とする。
2. 本連盟が主管する大会参加料は1チーム3,000円とする
但し、特別な場合は除く。
3. 本連盟に有効に登録されていない個人は本連盟主催の大会に参加することができない。

第16条
(財産の種別)

1. 規約第20条の基本財産に繰り入れることを決議した財産及び規約第23条により繰り入れを決議した財産を基本財産とし、運用財産は基本財産以外の財産とする。
2. 基本財産の果実は運用財産に繰り入れるものとする。

第17条
(資産管理)

基本財産の3分の2以上の額は定期預金等の確実な方法で保管しなければならない。

第18条 規約第21条の運用財産をもって支弁できないときは次の通りとする。
(支 弁) 1. 基本財産からの立替は常任理事会で協議した後、理事長の指示により会計担当常任理事が執行することができる。
2. 基本財産の借入による収支予算は総会において役員現在数の3分の2以上の賛成により決議しなければならない。
3. 基本財産を取り崩す場合は常任理事会で協議決定し総会において決議する。

第19条 規約第26条の書類及び帳簿は総務委員会で保管し、その保存年限は次の通りとする。
(書類・帳簿
の保管) ① 備品台帳 (永年)
② 収支予算書・同決算書・会計帳簿・議事録 (5年)
③ 領収書 (5年)

第20条 規約第27条による旅費・慶弔規定は次の通りとする
(旅費・慶弔) 1. 旅費規程は次の通りとする。
(1) 公益財団法人日本バレーボール協会・日本ソフトバレーボール連盟・中国地区ソフトバレーボール連盟が召集する会議への派遣は、旅費・宿泊費・資料代等の実費を支給
(2) その他常任理事会が認めた役員の派遣は、旅費・宿泊費・資料代等の実費を支給
2. 慶弔規定は次の通りとする。
(1) 役員が死亡したときは、岡山県ソフトバレーボール連盟名でお供えする
(2) その他常任理事会が必要と認めたもの

付 則 本施行細則は平成11年 4月 1日より施行する。
平成15年 4月 1日 一部改正
平成17年 4月 1日 一部改正
平成18年 4月 1日 一部改正
平成20年 4月 1日 一部改正
平成21年 4月 1日 一部改正
平成25年 4月 1日 一部改正
平成26年 4月 1日 一部改正
平成27年 4月 1日 一部改正
平成29年 4月 1日 一部改正